

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社 代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和5年(2023年)2月18日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)1月24日

1. 事業の範囲

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
また、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管
を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年(2023年)2月18日更新時変更許可(水銀使用製品産業廃棄物の追加。)

5. 積替え許可の有無 有・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無